

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	山形県税の賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山形県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年9月9日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	山形県税の賦課徴収事務
②事務の内容 ※	<p>・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p> <p>・地方自治法第209条第1項第1号ニシテ規定する特別区特別区長特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区選挙法」という。)第21条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第23条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第24条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第25条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第26条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第27条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第28条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第29条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第30条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第31条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第32条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第33条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第34条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第35条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第36条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第37条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第38条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第39条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第40条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第41条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第42条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第43条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第44条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第45条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第46条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第47条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第48条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第49条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第50条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第51条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第52条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第53条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第54条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第55条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第56条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第57条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第58条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第59条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第60条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第61条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第62条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第63条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第64条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第65条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第66条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第67条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第68条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第69条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第70条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第71条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第72条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第73条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第74条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第75条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第76条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第77条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第78条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第79条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第80条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第81条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第82条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第83条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第84条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第85条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第86条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第87条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第88条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第89条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第90条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第91条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第92条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第93条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第94条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第95条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第96条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第97条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第98条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第99条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)第100条第1項ニシテ規定する特別区民特別区議員の選挙に関する法律(以下「特別区議員法」という。)</p> <p>1. 納税者からの申告等による課税業務            (自動車取得税、自動車税、個人事業税、不動産取得税、鉱区税、県民税利子割等、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税 等)</p> <p>2. 収納、納税証明書発行、還付及び充当等を行う収納管理業務</p> <p>3. 滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う滞納管理業務</p>
③対象人数	[      30万人以上      ]      <選択肢> 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満              4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務総合電算システム
②システムの機能	<p>地方税法に基づく、自動車税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税等の賦課徴収等を管理するシステムで、下記機能を有する。</p> <p>1. 課税管理機能： 税額を確定し、納税通知書・納付書等を作成            2. 収納管理機能： 納付・納入された税額による調定額の消込等            3. 滞納管理機能： 滞納事案に対して催告・督促            4. 宛名管理機能： 納税者の各種情報を登録・管理            5. 共通機能： 帳票出力、外部連携、利用者認証、利用履歴取得 等</p>
③他のシステムとの接続	[   ] 情報提供ネットワークシステム                  [   ] 庁内連携システム [   ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [   ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 宛名システム等    [   ] 税務システム [ ○ ] その他 ( 国税連携システム、自動車保有手続きのワンストップサービス(OSS)システム )
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データを、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送付するシステムであり、以下の機能を有する。</p> <p>1. データ受信機能： 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領            2. 団体間回送機能： 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送</p>
③他のシステムとの接続	[   ] 情報提供ネットワークシステム                  [   ] 庁内連携システム [   ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [   ] 既存住民基本台帳システム [   ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム [ ○ ] その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )

システム3	
①システムの名称	自動車保有手続きのワンストップサービスシステム(自動車OSS県税共同利用化システム)
②システムの機能	自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続(自動車検査・登録、保管場所証明、自動車税・自動車取得税等)をオンラインで行う一連のシステムのうち、自動車税・自動車取得税の申告及び納付を行うシステム。OSSインターフェイスシステムを経由して各システムが連携を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( OSSインターフェイスシステム )
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</li> <li>2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</li> <li>3. 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</li> <li>4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</li> <li>7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>8. セキュリティ管理機能: セキュリティを管理する機能</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</li> <li>10. システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
県税賦課徴収等特定個人情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	・賦課徴収義務の基礎となる個人の宛名の正確性の向上のため ・税・社会保障分野における国民の利便性の向上を目的とした情報提供ネットワークとの連携のため
②実現が期待されるメリット	・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性の向上による課税事務の適正化・効率化 ・情報提供ネットワークにより、減免等事務に必要な障がい者情報、生活保護情報、住民税関係情報に連携が可能となる。将来的に利用範囲・連携範囲が拡大された場合、納税義務者の利便性の向上につながることを期待される。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項 山形県個人番号の利用に関する条例 第3条第1項
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第49項
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部税政課
②所属長の役職名	税政課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県税賦課徴収等特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び税務調査対象者
その必要性	地方税法等に基づく公正・公平な県税の賦課徴収を行うために、必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="radio"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="radio"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="radio"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
	その妥当性
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	山形県総務部税政課



3. 特定個人情報の入手・使用					
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 情報政策課、地域福祉推進課、障がい福祉課、市町村課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、税務署 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の都道府県、市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 国税連携システム(eLTAX)、自動車保有手続きのワンストップサービス(OSS)システム、住民基本台帳ネットワークシステム )				
③入手の時期・頻度	<個別に対応する事務(随時)> ・申告(申請)及び届出時 : 申請等を受け付けた都度 ・その他 : 事務上、納税者の特定が必要な都度  <国税庁、他の都道府県からの(国税連携システムによる)入手> 国税当局に提出される個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタを通じて受領し、その提出時期については所得税法等に規定されている。例えば、所得税の確定申告書については2月1日から3月15日の期間に国税庁に提出され、日次で国税庁から国税連携システム(eLTAX)により入手する。				
④入手に係る妥当性	<個別に対応する事務> ・課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。 ・申告(申請)及び届出については、法令等に基づき、本人又は代理人から随時提出されるものである。 ・記載内容の正確性や納税者異動状況等を確認するため、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステム、庁内連携システム等により情報を入手する。  <国税庁、他の都道府県からの(国税連携システムによる)入手> 地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59第1項に基づき、国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。				
⑤本人への明示	・地方税法その他の地方税に関する法律及び山形県県税条例に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた入手及び国税庁及び他地方自治体からの入手(税務調査)については、番号法第14条及び19条に規定されている。  <国税庁、他の都道府県からの(国税連携システムによる)入手> 地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59第1項に基づき、国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。				
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正な賦課、徴収事務の効率化				
変更の妥当性	-				
⑦使用の主体	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">使用部署 ※</td> <td>山形県総務部税政課、山形県内の総合支庁税務担当課室</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">使用者数</td> <td> &lt;選択肢&gt;  <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ]  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上 </td> </tr> </table>	使用部署 ※	山形県総務部税政課、山形県内の総合支庁税務担当課室	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用部署 ※	山形県総務部税政課、山形県内の総合支庁税務担当課室				
使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				



<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1. 課税業務          ・申告書等、他システム及び他機関から課税情報を入手して、課税標準・税額の決定を行う。          ・納税者に納税通知書等を送付する。</p> <p>2. 収納管理業務          ・課税情報や納税情報等から収納、還付、充当等の事務を行う。          ・納税者からの申請に基づき納税証明書を交付する。</p> <p>3. 滞納管理業務          ・収納管理情報から、督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・正確な情報に基づく賦課徴収事務を行うため、申告書等、他システム及び他機関からの情報とシステムに保有する宛名情報を突合する。          ・課税業務において、突合により正確性が確認された情報は、収納管理業務及び滞納管理業務に引き継がれる。税務調査により納税者の異動等が判明した場合は、その情報とシステムに保有する宛名情報を突合し正確性を保持する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>県税の賦課決定(軽減、減免を含む)、滞納処分</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 6 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
税務総合電算システム運用支援に関する業務、基盤移行・制度改正等に伴うシステム改修業務		
①委託内容	県庁税政課内において、システム(業務アプリケーション)の運用支援等を行うもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び税務調査対象者	
その妥当性	県税の公平・公正・効率的な賦課徴収を行うためには、税務総合電算システムにおいて特定個人情報を安全かつ適正に管理する必要があるが、その運用には高度に専門的な知識や技能が求められるため、情報技術に精通した専門事業者に委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	山形県ホームページの税政課のページに掲載するものとする。	
⑥委託先名	やまがた税務システム再構築共同企業体((株)YCC情報システム 外1社)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
税務総合電算システム基盤導入、維持、運用管理に関する業務(令和2年12月まで)		
①委託内容	税務総合電算システムの稼働基盤(サーバ等機器類、データセンター・専用回線等施設)の環境を提供し、その維持、運用管理等を行い、保有する情報資産を管理するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び税務調査対象者	
その妥当性	県税の公平・公正・効率的な賦課徴収を行うためには、税務総合電算システムにおいて特定個人情報を安全かつ適正に管理する必要があるが、その稼働基盤の運用管理には高度に専門的な知識や技能が求められるため、情報技術に精通した専門事業者に委託する必要がある。	

③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には山形県公報にて公表している。 山形県ホームページの税政課のページに掲載するものとする。	
⑥委託先名		(株)YCC情報システム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・契約書において、委託者は、あらかじめ県の承認を得た場合に限り再委託できることを明記している。 ・再委託する場合は、再委託先に秘密保持に関する義務を負わせるとともに、委託先に従事する再委託先従事者の名簿を提出させる。 ・再委託先には、特定個人情報の取扱いについて、定期的に報告を求めるとともに、必要に応じ県が現地調査を行う。	
	⑨再委託事項	・システム基盤(データセンター、サーバ機器等)の保守管理 ・システム基盤(ハードウェア・ソフトウェア)の構築・保守運用時の技術的な支援	
<b>委託事項3</b>		税務総合電算システム基盤導入、維持、運用管理に関する業務(令和3年1月～)	
①委託内容		税務総合電算システムの稼働基盤(サーバ等機器類、データセンター・専用回線等施設)の環境を提供し、その維持、運用管理等を行い、保有する情報資産を管理するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び税務調査対象者	
	その妥当性	県税の公平・公正・効率的な賦課徴収を行うためには、税務総合電算システムにおいて特定個人情報を安全かつ適正に管理する必要があるが、その稼働基盤の運用管理には高度に専門的な知識や技能が求められるため、情報技術に精通した専門事業者が委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には山形県公報にて公表している。 山形県ホームページの税政課のページに掲載するものとする。	
⑥委託先名		テクノマインド(株)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		帳票の印字処理に関する業務	
①委託内容		県税の賦課徴収に係る各種通知書等の印字処理を行うもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		県税に係る納税者及び税務調査対象者	
その妥当性		県税の賦課徴収業務を遅滞なく公正に行うためには、自動車税納税通知書等の大量帳票について、正確かつ迅速に印字できる専門事業者に委託する必要がある。帳票印字に必要な特定個人情報については取り扱う場合が生じる。	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		山形県ホームページの税政課のページに掲載するものとする。	
⑥委託先名		(株)YCC情報システム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項5		県税の賦課徴収に係るシステム用データ作成に関する業務	
①委託内容		調査票やパンチシートから、県税の賦課徴収に必要なシステムに入力するためのデータを作成するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		県税に係る納税者及び税務調査対象者	
その妥当性		県税の賦課徴収業務を遅滞なく公正に行うためには、大量の情報を迅速に作成できる専門事業者に委託する必要がある。特定個人情報のデータ作成が必要となった際には、取り扱う場合が生じる。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		山形県ホームページの税政課のページに掲載するものとする。
⑥委託先名		(株)YCC情報システム
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ ] 再委託する [ ] <input checked="" type="radio"/> 再委託しない <small>&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</small>
	⑧再委託の許諾方法	・契約書において、委託者は、あらかじめ県の承認を得た場合に限り再委託できることを明記している。 ・再委託する場合は、再委託先に秘密保持に関する義務を負わせるとともに、委託先に従事する再委託先従事者の名簿を提出させる。 ・再委託先には、特定個人情報の取扱いについて、定期的に報告を求めるとともに、必要に応じ県が現地調査を行う。
	⑨再委託事項	データ入力作業
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項6</b>		国税連携システム支援サービス提供業務
①委託内容		・国税連携システムの受信サーバ環境を準備し、国税庁等からのデータの受信し、保管する支援サービスをASP形式で提供するもの。 ・県はサービスを利用して、税務総合電算システムに連携するデータのダウンロード、所得税申告書データの閲覧等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ ] 特定個人情報ファイルの一部 [ ] <input checked="" type="radio"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small>&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</small>
	対象となる本人の数	[ ] 10万人以上100万人未満 [ ] <input checked="" type="radio"/> 100万人以上 <small>&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
	対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び税務調査対象者
	その妥当性	県税の公平・公正・効率的な賦課徴収を行うためには、国税連携システムを通じて入手する特定個人情報を安全かつ適正に保管・管理する必要があるが、その運用には高度に専門的な知識や技能が求められるため、情報技術に精通した専門事業者に委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[ ] 10人未満 [ ] <input checked="" type="radio"/> 10人以上50人未満 <small>&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</small>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 行政総合ネットワーク(LGWAN) )
⑤委託先名の確認方法		山形県ホームページの税政課のページに掲載するものとする。
⑥委託先名		日本電気株式会社山形支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ ] 再委託する [ <input checked="" type="radio"/> ] 再委託しない <small>&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</small>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	国税の賦課徴収及び税務調査のため
③提供する情報	課税情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	県税の納税者及び税務調査対象者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	他都道府県、市町村
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収及び税務調査
③提供する情報	課税情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	県税の納税者及び税務調査対象者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 行政総合ネットワーク(LGWAN) )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	





**6. 特定個人情報の保管・消去**

①保管場所 ※		<p>&lt;税務総合電算システムにおける措置&gt;          ・入室許可証(カード)及びパスワード等の方法により入退室管理(※)をしているサーバー室の中に設置したサーバー内に保管する。サーバーラックは常に施錠管理し、サーバー・ストレージへの接触を制限している。また、サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。          ※サーバー室内への入室権限を持つ者を必要最小限に限定し、入室許可証によりサーバー室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行っている。また、サーバー室への入退室は監視カメラで録画している。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;          ・受信サーバは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに個人認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠可能なラック内に保管する。          ・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;その他のシステムにおける措置&gt;          自動車保有手続きのワンストップサービスシステム等の他システムを利用する際には、税務総合電算システム又は国税連携システムにおける措置と同等の措置を行うものとする。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。          ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	<p>期間</p> <p>その妥当性</p>	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 1年未満                                    2) 1年                                    3) 2年          4) 3年                                         5) 4年                                    6) 5年          7) 6年以上10年未満                    8) 10年以上20年未満             9) 20年以上          10) 定められていない</p> <p>[        20年以上        ]</p> <p>滞納事案への対応及び県税の賦課徴収に関する訴訟等の事務に対応するため、過去の記録を保存する必要がある。(業務ごと、データごとに保存期間を定めており、保存期間が一律でないため20年以上にチェックをしている。)</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)&gt;          国税連携システムの受信サーバーは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になっている。</p>
③消去方法		<p>&lt;税務総合電算システムにおける措置&gt;          ・税務総合電算システムでは、各テーブル毎に詳細設計で定められた保存期限(完納後5年等)を経過したデータについては、年次処理時に、データベースから削除する。          ・システム基盤や機器の更新の際には、機器類から確実にデータを消去するとしている。また、消去の際は、方法、作業結果等を県に報告し、承認を得ることとしている。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;          国税連携システムのデータは、税務システムへのデータ連携(又は印刷)が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する税政課職員が手作業でデータを消去する。          情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。</p> <p>&lt;OSSシステム等他システムにおける措置&gt;          OSSシステム等の他システムを利用する際には、税務総合電算システム又は国税連携システムにおける措置と同等の措置を行うものとする。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。          ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>

**7. 備考**

--	--

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
県税賦課徴収等特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>・地方税法等に基づく申告・申請等の提出は、納税義務者・申請者等の本人又は本人から委任を受けた代理人によるものであり、これらの書類から課税・減免等の対象者以外の情報を入手することはできない。なお、電子申告においても同様である。</p> <p>・税務調査等により他機関・他システムから情報を入手する場合は、地方税法及び番号法に基づき県税の賦課徴収に必要な範囲で行うこととし、対象者以外の情報を収集しないものとする。</p> <p>・山形県では、山形県個人情報保護条例において、個人の情報を取り扱う事務の目的を達成する範囲内で、適法かつ公正な手段により収集することを定めている。県税の賦課徴収業務においても、県税の賦課徴収という目的の範囲内で、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。</p> <p>&lt;国税連携システム等における措置&gt;</p> <p>・国税連携システムや自動車保有手続きのワンストップサービスシステム等の他システムを介して入手する情報は、本県の賦課徴収業務の対象者に限定されるように相手方システム側で制御している。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>・職員一意に割り当てられた職員IDで職員認証を行い、職員IDに割り当てられた権限によってアクセス制御を行うことで、法令上の根拠に基づき権限を有する職員のみが、対象者の情報のみを入力できるよう入力制御を行う。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>・申告書や申請書については、法令等に基づき県税の賦課徴収業務に必要な範囲内に記載項目を限定する。なお、電子申告においても同様の措置を行うものとする。</p> <p>・税務調査等により他機関・他システムから情報を入手する場合は、地方税法等の規定に基づき県税の賦課徴収業務に必要な範囲内に限定する。</p> <p>・山形県では、山形県個人情報保護条例において、個人の情報を取り扱う事務の目的を達成する範囲内で、適法かつ公正な手段により収集することを定めている。県税の賦課徴収業務においても、県税の賦課徴収という目的の範囲内で、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <p>・国税連携システムでは法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>・入力画面は、事務の目的を達成するために必要最小限の情報のみが入力できるよう設計されており、不必要な情報を入力することができないよう入力制御を行う。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・本人又は代理人からの申告や申請は、地方税法等の法令に定められた申告義務や減免等の目的を理解して、記載・提出している。電子申告においても同様である。</p> <p>・税務調査等により他機関・他システムから情報を入手する場合は、地方税法等の法令により、権限に基づく場合に限定されている。</p> <p>・山形県では、山形県個人情報保護条例において、個人の情報を取り扱う事務の目的を達成する範囲内で、適法かつ公正な手段により収集することを定めている。県税の賦課徴収業務においても、県税の賦課徴収という目的の範囲内で、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公正に情報を収集することを関係職員に遵守させる。</p> <p>&lt;国税連携システム等における措置&gt;</p> <p>・国税連携システム等の他システムは地方税法等の法令に定められた目的に即して構築されており、システムの機能として不適切な方法で情報の入手を防止している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告・申請等受付時には、個人番号カードや運転免許証等の身分証明書の提示等の番号法施行規則に定められた方法により、本人・代理人の確認をするものとする。</li> <li>・電子申告により特定個人情報を入手する際は、公的認証による電子署名等の番号法施行規則に定められた方法によって本人・代理人の確認を行うものとする。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムを介して入手する情報は、国税庁(税務署)において、番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で入手している特定個人情報であり、本県には番号法第16条の本人確認の措置義務は適用されない。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告・申請等受付時における個人番号カードの提示等の番号法施行規則に定められた方法により、個人番号を確認するものとする。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムから入手する情報は、国税庁(税務署)において、番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で入手した情報であり、本県には番号法第16条の本人確認の措置義務は適用されない。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネットへの照会等による真正性確認機能を業務システムに提供し、業務側からの確認要求に回答することで個人番号の真正性の確保を補助する。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調定や処分の決議の過程において、複数人の担当者による入力内容の確認を行い、情報の正確性を確保する。</li> <li>・ただし、自動車関係税については、情報量が膨大であることなどから、国土交通省から提供される自動車登録異動情報と突合することで、情報の正確性を担保している。</li> <li>・特定個人情報の新規取得・異動があった場合は、基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、個人番号で庁内統合宛名システムに照会することで、情報の正確性を担保する。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム連携により国税庁又は他都道府県から入手する情報は、そもそも国税庁が入手した情報であり、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第22条において、職務上知り得た秘密の漏洩及び情報の窃用を禁じており、処罰の対象となっている。</li> <li>・税務総合電算システム運用管理要領において、操作者は「業務上のデータを電子媒体等によってシステムから持ち出してはならない」「端末等を執務室から持ち出してはならない」と定めており、関係職員に遵守させている。</li> <li>・税務総合電算システム関係部局以外からのアクセスを許容しない。</li> <li>・他機関等との個人情報を含む文書のやり取りの際には、かぎ付きのアタッシュケースを使用する、プライバシーガード便を利用する等の運送上のセキュリティ対策を行う。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システム等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム等の他システムを介して情報を入手する際は、閉鎖網である行政総合ネットワークや専用回線を使用する、通信の暗号化を行う等の通信上のセキュリティ対策を施す。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別業務システムと統合宛名システムとの通信については、閉鎖的ネットワーク構成・制御による関係部局以外の外部からのアクセスの排除、通信の暗号化等のセキュリティ対策を施す。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	統合宛名システムは統合宛名情報、紐付情報、個別宛名情報の保有・紐付を設定することによって宛名情報を管理しており、業務システムから統合宛名システムを経由して個人番号にアクセスする際には、事務に関連する対象者の情報の範囲にのみアクセスできるよう制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>&lt; 税務総合電算システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務総合電算システムの利用者はネットワーク構成・設定及びユーザー管理により税務担当職員に限定しており、外部はもちろん税務担当職員以外はアクセスできないようにしている。</li> <li>・税務総合電算システム内には、県税の賦課徴収に関係のない情報は保有しない。また、各利用者は権限の管理により、担当業務以外の画面を操作できないようにしている。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム等における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムやその他システムを介して情報を入手する際には、閉鎖網である行政総合ネットワーク(LGWAN)や専用回線を使用することにより、関係団体以外の外部からのアクセスを防止する。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      < 選択肢 > 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      < 選択肢 > 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>&lt; 税務総合電算システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務総合電算システムでは、利用できる端末を税務担当課内に限定するとともに、税務担当職員に個人毎のIDを付与し、IDとパスワードによる認証を行っている。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム等における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム等の他システムの利用においては、情報連携作業者を本庁税政課職員に限定するとともに、閲覧等の作業者については県各税務担当課の所属長が利用者IDを厳格に管理する。また、利用できる端末を税務担当課内に限定することで、権限のない者の不正使用を防止している。</li> </ul> <p>&lt; 統合宛名システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員一意に割り当てられた職員IDとそれに呼応するパスワードの入力の確認により職員認証を行う。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      < 選択肢 > 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務総合電算システムでは、IDに有効期限を設定し、年度毎に各税務担当課から申請に基づき、指定した期間(単年度)のみシステムが利用可能となるように制御・管理している。</li> <li>・年度途中で税務担当課の異動が生じた場合は、随時、各税務担当課からの申請に基づき、IDの登録・変更を行う。ただし、有効期限は最大でも当該年度末とする。</li> <li>・また、ID認証の県基幹ネットワークの認証と連動を行っている。連動するIDは、異動等により県基幹ネットワーク上で停止・廃止された場合は、税務総合電算システムでも利用できなくなる。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムでは、利用できる端末を県税務担当課に限定するとともに、所属毎に割り振られたID・パスワードを担当部署以外に漏らさないように管理することで、権限のない者の利用を防止している。</li> </ul> <p>&lt; その他のシステムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車保有手続きのワンストップサービスシステム等の他システムの利用に際しても、税務総合電算システム又は国税連携システムと同等の措置を行うこととする。</li> </ul> <p>&lt; 統合宛名システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務分掌上、個人番号利用事務に携わるものが必要最小限の範囲でアクセスができるよう個人番号利用事務の管理者の責任の下、アクセス権限の発効・失効の管理を行う。</li> </ul>



アクセス権限の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な管理方法	<p>&lt;税務総合電算システムにおける措置&gt;  ・税務総合電算システムでは、利用者IDの登録状況を利用者設定一覧により確認しており、年度末等の職員異動時には利用者ID登録の見直しを行っている。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;  ・国税連携システムでは、税政課長が県税務担当課の所属長に対し、IDとパスワードを交付し、所属長の責任において厳正にパスワード管理を行っている。</p> <p>&lt;その他のシステムにおける措置&gt;  ・自動車保有手続きのワンストップサービスシステム等他システムの利用に際しても、税務総合電算システム又は国税連携システムと同等の措置を行うこととする。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;  ・職務分掌上、個人番号利用事務に携わるものが必要最小限の範囲でアクセスができるよう個人番号利用事務の管理者の責任の下、アクセス権限の発効・失効の管理を行う。</p>		
特定個人情報の使用の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な方法	<p>&lt;税務総合電算システムにおける措置&gt;  ・税務総合電算システムでは、業務画面・処理、ユーザーID毎に、利用者、操作日時等を記録する。  ・特に個人番号を保有するテーブルにアクセスがあった場合は、利用者、操作日時、業務種別、提供した特定個人情報を記録する。  ・操作記録は、定められた期間、安全な場所に保管する。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;  ・国税連携システムでは、利用者IDごとにアクセス記録を保存している。  ・操作記録は、定められた期間、安全な場所に保管する。</p> <p>&lt;その他のシステムにおける措置&gt;  ・自動車保有手続きのワンストップサービスシステム等他システムの利用に際しても、税務総合電算システム又は国税連携システムと同等の措置を行うこととする。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;  ・統合宛名システムは特定個人情報ファイルへのアクセス履歴の記録として各種ログ情報を出力・管理する。システム操作履歴として操作ログ情報、統合宛名情報へのアクセス履歴情報として「DBアクセスログ情報」を出力する。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>・山形県個人情報保護条例により、個人情報を取り扱う事務の目的外での利用・提供を禁止している。  ・税務総合電算システム運営管理要領で、「操作者は、システムの利用において業務目的以外では使用してはならない。」と定めており、研修等を通して税務担当職員に遵守させる。</p> <p>&lt;税務総合電算システムにおける措置&gt;  ・税務総合電算システムでは、業務データはセキュリティの確保されたデータセンター内のサーバに格納されており、オンライン画面上で目的外の事務に使用することができないようにしている。  ・外部連携システムや他機関から入手するデータの連携処理は税政課にて一括して行い、作業者を限定するとともに、複数人数でチェックを行うことで、事務外での使用するリスクを軽減している。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;  ・職員一意に割り当てられた職員IDで職員認証を行い、職員IDに割り当てられた権限によってアクセス制御を行うことで、法令上の根拠に基づき権限を有する職員のみが、対象者の情報のみを使用できるようアクセス制御を行う。</p>		
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>



リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・税務総合電算システム運用管理要領において、操作者は「業務上のデータを電子媒体等によってシステムから持ち出してはならない」「端末等を執務室から持ち出してはならない」と定めており、関係職員に遵守させている。</p> <p>・定期運用に基づくバックアップファイル以外にファイルを複製しないように委託先に指導する。</p> <p>・外部連携システムや他機関から入手するデータの連携処理は税政課にて一括して行い、作業者を限定するとともに、複数人数でチェックを行うことで、不正に複製される使用するリスクを軽減している。</p> <p>&lt;税務電算システムにおける措置&gt;</p> <p>・税務総合電算システムでは、ネットワーク設定等により、各税務担当課室以外からのアクセスを許容していない。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <p>・国税連携システムでは、データの送受信に閉鎖網である総合行政ネットワーク(LGWAN)を使用しており、外部からのアクセスを許容していない。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>・特定個人情報ファイルを複製する管理権限は、システム管理者のみに付与し、システム管理者権限を厳正に管理する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託業者を選定する際に、先方の個人情報保護管理体制を確認する。</li> <li>具体的には、個人情報・情報資産の適正な管理に係る認証であるISMS認証等を取得していることや同種の業務の適正な履行実績を入札参加の要件としている。</li> <li>委託事業者との間で情報セキュリティポリシー等で定める実施手順を遵守すること等の情報セキュリティ要件を業務委託仕様書、委託契約書に含めている。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務着手前に、業務の実施体制に係る書類の提出を義務付けている。</li> <li>県のシステムを利用する際は、業務従事者毎にアクセス権限の設定を行い、利用範囲を制限する。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用する際は、ID及びパスワードにより、ユーザ認証を行い、委託先事業者のアクセス記録を保管する。必要に応じて当該ログを確認する。</li> <li>操作記録は、定められた期間、安全な場所に保管する。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書に、業務上、知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないこと、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製しないことを定め、定期的に報告を求めるとともに、必要に応じて県が現地調査を行うこととする。</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム運用管理、基盤運用管理においては、実データを、システム外に持ち出さないこととしている。</li> <li>システム修正等の開発に使用するデータ、特に個人情報に係るものはダミーデータを用意するものとし、テスト等で稼働環境に近いデータが必要な場合は、個人が特定できないよう加工する等、個人情報の漏えいが起こらないようにする。データを提供する場合は書面による申請によるものとし、提供状況を管理する。また、提供するデータの作成は本庁税政課内で行うものとし、その都度税政課職員がデータの内容、加工状況を確認のうえ提供している。</li> <li>帳票運用管理におけるデータの授受については、セキュリティの確保された専用回線で結ばれたデータセンター内の専用サーバ間にて行うこととしている。</li> <li>データ作成における調査票等の資料については、データ納品時に返却することとしており、納品の都度職員が確認している。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;            委託元への情報提供の方法はシステムを使用した方法とし、外部媒体等により、システム外部に持ち出さない。</p> <p>&lt;その他のシステムにおける措置&gt;            ・自動車保有手続きのワンストップサービスシステム等他システムの利用に際しても、税務総合電算システム又は国税連携システムと同等の措置を行うこととする。</p>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>基盤運用管理、帳票運用管理の契約が満了した際には、磁気によるデータ消去・物理破壊等の方法により、機器類から確実にデータの消去を行うこととする。具体的な消去の方法、作業内容、結果等については、県に報告し、承認を得ることとする。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;            データ削除は委託元の職員により削除を行っている。バックアップデータについてシステムにおいて判別し消去している。委託契約終了時にはASPサービス用設備に蓄積された委託者のデータを、地方税電子化協議会が定める手順に基づき当該データの抽出と引渡しを行う。</p> <p>&lt;その他のシステムにおける措置&gt;            ・自動車保有手続きのワンストップサービスシステム等他システムの利用に際しても、税務総合電算システム又は国税連携システムと同等の措置を行うこととする。</p>	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書では、秘密の保持、収集の制限、漏洩・滅失・毀損の防止、目的外利用及び提供の禁止、個人情報の複写・複製の禁止、保護に必要な事項の従業員への周知、再委託の禁止、資料の返還義務、事故発生時の報告義務を定めている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において、委託者は、あらかじめ県の承認を得た場合に限り再委託できることを明記している。</li> <li>・再委託する場合は、再委託先に上に記載する秘密保持に関する義務を負わせるとともに、委託先に従事する再委託先の実施体制を提出させる。</li> <li>・特定個人情報の取扱いについて、定期的(月次又は業務完了時等)に報告を求めるとともに、必要に応じ県が現地調査を行う。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>・特定個人情報を国または他の地方公共団体に提供する場合は、提供先、提供項目、提供方法等を確認のうえ決裁した後、処理担当者を明確にして提供することとする。</p> <p>・税務担当課室には、決裁書類等の記録(提供日、提供先、提供した特定個人情報の内容、処理担当者等を記録)を、番号法施行令で定める期間(7年間)保管するものとする</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; 統合宛名システムは特定個人情報ファイルへのアクセス履歴の記録として各種ログ情報を出力・管理する。システム操作履歴として操作ログ情報、統合宛名情報へのアクセス履歴情報として「DBアクセスログ情報」を出力する。出力した各種ログ情報はログ照会機能によって参照可能とする。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・地方税法等の規定により提供できる特定個人情報に限り、国又は地方公共団体に提供することとする。</p> <p>・特定個人情報を他機関に提供する場合は、提供先、提供項目等を確認のうえ決裁した後、処理担当者を明確にして提供する。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt; ・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・地方税法等の規定により提供できる特定個人情報に限り、国又は地方公共団体に提供することとする。</p> <p>・特定個人情報を他機関に提供する場合は、提供先、提供項目、提供方法等を確認のうえ決裁した後、処理担当者を明確にして提供する。</p> <p>・特定個人情報の提供に係る文書や媒体の移送には、郵便書留やプライバシーガード便等を利用し、搬送中の漏洩・紛失に万全を期すものとする。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt; ・国税連携システムにおいて特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。</p> <p>・また、国税庁及び都道府県間のやり取りは、閉域網である行政総合ネットワーク(LGWAN)や専用回線の使用・データの暗号化等の通信上のセキュリティ対策を施したうえ、きめられた情報のみを提供するようシステムで担保している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
	<p>・地方税法等の規定により提供できる特定個人情報に限り、国又は地方公共団体に提供することとする。</p> <p>・特定個人情報を国または他の地方公共団体に提供する場合は、提供先、提供項目、提供方法等を確認のうえ決裁した後、処理担当者を明確にして提供することとする。</p>	

リスクに対する措置の内容

< 国税連携システムにおける措置 >

- ・国税連携システムにおいて特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。
- ・また、国税庁及び都道府県間のやり取りは、閉域網である行政総合ネットワーク(LGWAN)や専用回線の使用・データの暗号化等の通信上のセキュリティ対策を施したうえ、きめられた情報情報のみを提供するようシステムで担保している。

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・番号法別表第二に基づき、認められた範囲・目的に限り、特定個人情報の照会を行うこととする。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;                  ・情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーでは、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に規定される「情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組み合わせを定義した情報」(プレフィックス情報)により、照会提供の可否を判断し、目的外入手を制御する仕組みとなっている</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。                  ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。                  (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。                  (※2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。                  (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;                  ・統合宛名システムと中間サーバーとの接続にあたっては、サーバー証明書により正当な接続先であることを認証する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。                  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている 2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>



リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt; ・中間サーバーに送信する情報は、中間サーバーの外部インターフェイス仕様書に従い、認証・暗号化を実施した上で提供を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;税務総合電算システムにおける措置&gt; ①税務総合電算システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ②サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③サーバー機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt; 国税連携システムでは、データを扱うサーバはセキュアなデータセンターに収容されており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証を行っている。また、物理的には、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置されており、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定している。</p> <p>&lt;その他のシステムにおける措置&gt; ・自動車保有手続きのワンストップサービスシステム等他システムの利用に際しても、税務総合電算システム又は国税連携システムと同等の措置を行うこととする。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;税務総合電算システムにおける措置&gt; ①税務総合電算システムは、税務職員らの関係者のみに付与する個々の利用者ID・パスワードにパスワードによる認証により、関係者以外の利用を排除している。 ②税務総合電算システムのウイルス対策ソフト等のパターンファイルは、随時更新を行っている。 ③税務総合電算システムのサーバーとの接続は専用回線により行い、ネットワーク機器(ルーター・ファイアーウォール等)のセキュリティ機能により、県税務担当課室以外からのアクセスを遮断している。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt; ・安全基準(総務省告示第428号)、及び技術基準(平成25年総務省告示第206号)に従いウイルス、不正アクセスに対する対応、体制について対策をとっている。 ・国税連携受信サーバとの全ての接続箇所にファイアーウォールを設置し、不正アクセスを遮断している。 ・セキュリティ対策ソフトにより不正ソフトウェアの検知、対策を行っている。対策ソフト及び定義ファイルは常に最新化している。</p> <p>&lt;その他のシステムにおける措置&gt; ・自動車保有手続きのワンストップサービスシステム等他システムの利用に際しても、税務総合電算システム又は国税連携システムと同等の措置を行うこととする。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	納税者の情報は、申告、税務調査等の情報をもとに更新される(申告書情報等原本のまま保管する必要のあるものを除く)。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	詳細設計等で定められた保存期限(完納後5年等)を経過したデータについては、データベースから削除する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・システム基盤(サーバ、端末等の機器・設備)については、契約満了時には、確実に機器類よりデータの消去を行うこととしている。          なお、データ消去の方法、作業内容、結果等について、県に報告し、承認を得ることとしている。</p> <p>・記憶装置又は記憶媒体を廃棄する場合は、消磁、破碎、溶解、その他の当該記憶装置又は記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。なお、データ消去の方法、作業内容、結果等について、県に報告し、承認を得ることとする。</p>		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;山形県における措置&gt; 山形県情報セキュリティ対策基準に基づき、年1回、業務システムについて情報セキュリティチェックシートによる自己点検を実施している(対象:職員、所属、業務システム)。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt; 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;山形県における措置&gt; ①情報セキュリティ内部監査 山形県情報セキュリティ対策基準に基づき、定期的に、組織内に置かれた監査班により、以下の観点について自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ組織・管理体制の整備</li> <li>・物理的セキュリティ(機器類の設置場所 等)</li> <li>・人的セキュリティ(職員の遵守事項、委託事業者への対応、情報セキュリティ教育・啓発 等)</li> <li>・技術的セキュリティ(コンピュータ・ネットワークの管理、アクセス制御、不正プログラム対策 等)</li> </ul> <p>等</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt; ・国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、地方共同地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、地方共同法人地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方共同法人地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>

**2. 従業者に対する教育・啓発**

<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている          3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>&lt;山形県における措置&gt;          ・情報セキュリティチェックシートによる自己点検時において、情報セキュリティ対策基準を踏まえた点検項目を設定することにより、各所属における適切な情報セキュリティ運用の確保及び各職員の情報セキュリティ意識の向上を図っている。          ・業務外での情報システムの利用の禁止          ・情報資産の持ち出し禁止          ・記憶媒体の利用の制限          ・離席時の端末ロック          ・メール送信のルールの遵守          ・ID及びパスワードの不正使用の禁止、適切な管理          ・事故発生時の報告義務 等          ※なお、情報セキュリティポリシーに係る職員等の非違行為が認められるときは、当該職員は発生した事案の状況に応じて、懲戒処分その他の処分の対象となる。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;          ・担当者を、地方共同法人地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。          ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

**3. その他のリスク対策**

<p> </p>
----------

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	山形県行政情報センター(総務部学事文書課) 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8-1(県庁1階) TEL 023-630-3014 FAX 023-630-2546
②請求方法	山形県個人情報保護条例第11条に基づき個人情報開示請求書を、第17条に基づき個人情報訂正請求書を、第20条に基づき個人情報利用停止請求書を提出する。
特記事項	—
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 ・手数料額 閲覧の場合は無料。写しの交付の場合は、白黒10円/枚、 (手数料額、納付方法: カラー50円/枚 ) ・納付方法: 納入通知書により納付(現金)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	山形県総務部税政課 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8-1 TEL 023-630-2096(税務電算担当)
②対応方法	問い合わせを受けた際には、対応内容について記録を残す。



## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年5月26日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	評価書案を行政情報センター及び各総合支庁総合案内窓口に備え付けるとともに、山形県のホームページに掲載することにより公表し、郵便、ファクシミリ、電子メールにて意見を提出してもらう。
②実施日・期間	令和2年3月10日 ~ 令和2年4月10日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年5月12日
②方法	山形県個人情報保護運営審議会委員による点検
③結果	第三者点検として、山形県個人情報保護条例に基づき設置されている山形県個人情報保護運営審議会の委員に対して全項目評価書についての意見を求めたところ、「内容については適当と認められる」との意見をいただいた。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	